

主 文

労働基準監督署長が、平成28年10月24日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成13年4月1日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、製造の業務に従事していたが、平成26年4月1日からはCでの研修に参加していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、D所在の会社寮の寮室で死亡しているところを発見された。死体検案書によれば、直接死因は不詳、死亡日時は同日午前3時頃と推定されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成29年11月20日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 被災者の死亡原因となった疾病名及びその発症時期についてみると、E医師は、平成28年3月22日付け意見書において、○年○月○日午前3時頃に死亡したとし、その死因は不詳との意見を述べているが、F医師は、平成28年4月25日付け意見書において、解剖所見を踏まえ、被災者の死因は致死性不整脈と推定されるとの意見を述べている。G医師は、これらの所見等を踏まえ、平成28年10月11日付け意見書において、被災者は○年○月○日午前3時頃、「致死性不整脈」を発症し、死亡に至ったと記載している。

当審査会としては、上記の被災者の症状経過及び上記医師らの医学的意見等に照らし、被災者は○年○月○日午前3時頃、「致死性不整脈」（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、本件疾病は認定基準の対象疾病である心停止に当たると判断されることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間の算定について

ア 請求人の主張を踏まえて被災者の労働時間について検討したところ、被災者の労働時間は、以下のとおり算定することが適切であると判断する。

(ア) 被災者の始業時刻については、以下のとおりとする。

①Cでの研修（会社教育センターでの平成26年4月1日からの研修）については、午前8時のラジオ体操開始から研修が始まっているとみることが相当であり、審査官の認定したとおり、原則として午前8時とする。

②H工場での実習期間（同年9月15日から同月22日まで。以下同じ。）については、実習時の時間外行動計画には、同月15日（月曜日）の日程しか記載されていないが、他の日も同様にラジオ体操は行われており、参加は実質的に義務付けられていたと認めることが相当であることから、実習期間の全日につき、午前7時10分をもって始業時間とする。

③グループで部品の発案・組立てを行う製作の期間（同年9月26日から同年10月15日まで。以下同じ。）については、I及びJの申述内容から、所定の研修開始時刻よりも前に作業室を開錠して共同で作業を行っていたことがうかがわれることから、同期間中については施錠記録の開錠時刻をもって始業時間とする。

④他企業問題解決実習の期間（同年10月24日から同年11月20日まで。以下同じ。）については、他企業問題解決実習日報に記載されている始業時刻である午前8時より前に実質的に研修が始まっていたことを確認できるものはないことから、同日報に記載のとおり、始業時刻は午前8時とする。

⑤請求人は、パソコンログ記録に記載されたログイン記録がある日については、当該記録に記載された時刻を始業時刻とすべきであると主張するが、被災者がログイン時刻から業務を開始したことを裏付ける資料も存在せず、同ログイン時刻を始業時刻として採用することはできない。

(イ) 被災者の終業時刻は、以下のとおりとする。

①Cでの研修については、午後5時30分の研修終了後10分間のクラス終礼があり、同終礼も実質的に研修であるとみられることから、審査官の認定したとおり、原則として午後5時40分を終業時間とする。

②製作の期間については、Jの申述及び施錠記録によれば、被災者を含む研修参加者は、施錠記録に記載された時刻まで、実習作業室で作業した後、おおむね午後9時から午後10時頃まで教室で作業を行い、夕食及び入浴等を済ませて、その後、自室において図書室から本を借りて、次の工程を調べるなどのため、午前零時頃まで作業をしていたと述べていることから、同期間中については、施錠記録の閉錠記録から2時間後を終業時刻とする。

③他

企業問題解決実習の期間については、他企業問題解決実習日報に終業時刻が記載されているが、Jは申述において午後6時30分から午後7時頃には寮室に戻り、その後1時間程度かけて夕食、入浴等を済ませ、「成長の記録」の作成をした後、他企業問題解決実習において他企業に納入すべきものを完成させるための作業を行い、遅いときには午前零時頃まで作業をしていたことと述べているところであり、同実習日報に記載の終業時刻の後、最低でも2時間程度は寮室等で作業をしていたと認めることが相当であることから、同実習日報に記載された終業時刻の（同実習日報のない平成26年11月12日はクラス終礼の終了時刻の午後5時40分から）2時間後の時刻を終業時刻とする。④請求人は、パソコンログ記録に記載されたログアウト記録のある日については、請求人は、当該記録に記載された時刻を終業時刻とすべきであると主張するが、被災者がログアウト時刻に業務を終了したことを裏付ける資料が存在しないこと、所定の研修終了時刻からパソコンログ記録に記載されたログアウト時刻までの間の時間には、夕食、入浴等の時間が含まれ得ることから、請求人の主張する同ログアウト時刻を終業時刻として採用することはできない。

(ウ) 被災者が寮室で行っていた自主学習について、請求人は、黙示の業務命令のもとに行われた時間外労働であると主張するが、被災者がいかなる自主学習をどの程度の時間行っていたかは定かでないため、成果物が残っており、提出が事実上義務付けられていた「成長の記録」及び「所感文」の作成に要した時間と推認される時間についてのみ、労働時間に算入する。

なお、実際に被災者が書いた「成長の記録」を確認したところ、数行で終わる日や、1頁近く記載されている日が確認でき、同日誌の作成に要した時間は日々異なっていたとみられるが、記載内容からしておおむね30分程度は要していたと認められることから、授業のあった日については各30分を労働時間とみなすこととする。また、「所感文」については、Jは「各講義の終わりに作成するレポートがあり、その作成に1時間程度を要していた。」と述べ、Kが、提出期限は指示していないものの、全員のレポートが集まった段階で提出するように言っていた旨述べていることから、「所感文」の作成は業務であるとみるのが相当であり、各講義の終了それぞれについて各1時間を労働時間であるとして加算する。

(エ) 平日の所定の研修終了時刻以降及び休日に行われた英語研修については、I は、「不参加という選択もできると思うが、実際は出なければならないという認識であった。欠席する者はほとんどおらず、参加しなければならないという気持ちが強かった。」と述べている。

また、K は、当該研修は、講義の参加は自由であったとしているものの、9割程度が参加していたとも述べており、実態としては、事実上会社から参加を強制されていたとみるのが相当であり、審査官が認定したとおり、当該時間については労働時間に算入する。

発表の自主学習については、その学習内容は不明であり、どの程度の時間を要したかも明らかでないことから、労働時間に算入しない。

平成26年7月12日の福祉施設でのボランティア活動については、I 及び J が、「拒否できる雰囲気ではなかった」旨を述べていることから、審査官が認定したとおり、労働時間に算入する。

早朝日直担当、昼休みの清掃担当及び昼休みの防災訓練については、審査資料からはこれらの時間を労働時間として合理的に推認し得るものは確認できず、労働時間に算入しない。

イ 上記を踏まえ、当審査会において被災者の労働時間を改めて算定したところ、別紙2（略）のとおりとなった。なお、上記のとおり、労働時間の算定に当たっては、「成長の記録」のみ作成した日については研修の終了時刻に30分を加えた時刻を終業時刻とした。また、「成長の記録」及び「所感文」の作成については、平日については研修の終了時刻に1時間30分を加えた時刻を終業時刻として表示し、休日に「所感文」を作成した日については、午前8時から午前9時までを労働時間とした。英語研修については、研修カリキュラム及び語学カリキュラム表に記載された日程及び研修時間を踏まえ、労働時間の算定に当たっては、平日の所定の研修の終了時刻以降に行われたものについては、同研修の行われた日の他の研修の終了時刻に1時間30分を加え、研修の終業時刻とした。休日に研修が行われたものについては、午前8時30分から午前11時30分を研修時間とした（なお、通常より長い研修が行われた平成26年7月17日については、上の方法に準じ、労働時間を積み上げた。）。

(5) 短期間の過重業務について

別紙 2 (略) によれば、被災者の本件疾病発症前おおむね 1 週間における時間外労働時間数は 1 7 時間 3 0 分であり、過重な業務とはいえない。このほか、特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、被災者が、発症前 1 週間において、過重な業務に従事したとは認められない。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前 6 か月間の時間外労働時間についてみると、発症前 2 か月間における月平均の時間外労働時間が 9 0 時間 3 6 分と 8 0 時間を超えており、長期間の過重な業務に従事していたと認められる。

(7) 業務以外の要因 (健康状態など) について

一件記録を精査しても、被災者に、本件疾病の発症に影響を及ぼしたとみられる健康状態など業務以外の要因は認められない。

(8) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当し、「長期間の過重業務」が認められることから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和 2 年 1 月 3 1 日